

この条例では、個々の責務が規定されています

- 1 市は**

 - ・教室の開催など自転車の安全利用に必要な技能および知識を習得するための機会を提供する
 - ・駐輪場の整備など自転車の盗難防止を図るための環境を整備する
 - ・自転車レーンの整備など自転車の利用環境の整備に努める
- 2 市民は**

 - ・自転車の安全利用および自転車の盗難防止の方法について理解を深め、安全安心な利用の促進に関する取り組みを積極的に実施する
- 3 自転車利用者は**

 - ・道路交通法その他の法令を遵守する
 - ・自転車の安全利用に必要な技能および知識を習得する
 - ・二重施錠など自転車の盗難防止対策を行う
- 4 保護者は**

 - ・保護する子に対し自転車の安全利用および自転車の盗難防止に関する指導を行う
- 5 学校は**

 - ・児童や生徒、学生に対し自転車の安全利用および自転車の盗難防止に関する教育や啓発を行う
- 6 事業者は**

 - ・従業員や来訪者に対し自転車の安全利用や自転車の盗難防止を図るため、研修の実施、情報の提供を行う
- 7 自転車小売業者は**

 - ・自転車利用者に対し自転車の安全利用および自転車の盗難防止の啓発を行う

自転車の安全で安心な利用に向けた取り組み



草津市 草津警察署
 問い合わせ先 草津市都市計画部 交通政策課
 ダイヤルイン 077(561)2343

自転車の

安全な
利用

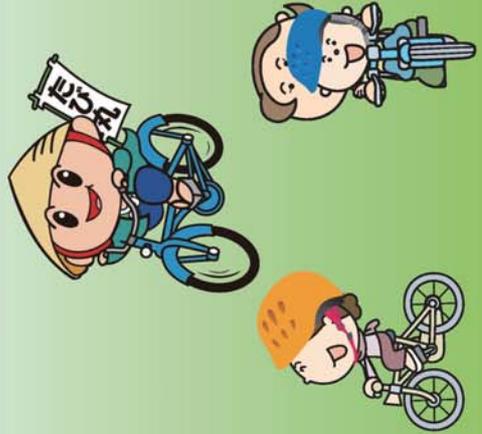
盗難の
防止

利用環境の
整備

に向けて

**草津市自転車の
安全で安心な利用の
促進に関する条例**

平成26年7月1日施行



自転車の安全な利用と自転車の盗難防止に努めましょう!!

運転の前に

1 自転車の点検・整備

自転車を安全に利用し事故に遭わないために自転車の点検をすることが大切です。

ハンドル	前輪と直角に固定されていますか？
サドル	適度な高さに固定されていますか？
ブレーキ	前輪、後輪ともよくききますか？
前照灯	点灯しますか？ 明るいですか？
タイヤ	適度に空気が入っていますか？
反射器材	付いていますか？ 後方からよく見えますか？
ベル	よく鳴りますか？
全体	車体の破損や、チェーンのたるみ、ペダルの曲りなどはないかチェックしてください。

2 保険への加入

自転車事故の保険に加入を!

自転車事故を起こし相手を死傷させた場合、刑罰を受けたり、高額な賠償金を命じられる場合があります。

自転車女性にぶつかり意識不明とさせる事故を起こした少年の母親に

約9,500万円
の賠償を命令!

(神戸地方裁判所 2013年7月4日)
自転車 http://cyclist.sanpo.com/91561



第一種
TSMマーク
(青マーク)



第二種
TSMマーク
(赤マーク)

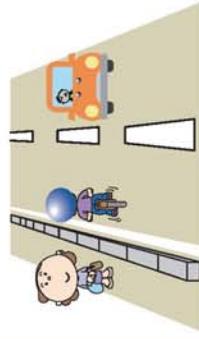
TSMマークの識別

加入に関する相談は自転車店などにお問合せください。

運転中

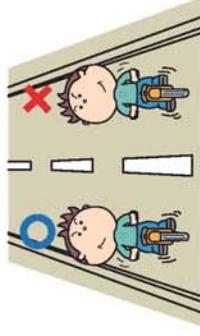
3 自転車の主な交通ルール

① 自転車は、車道が原則、歩道は例外



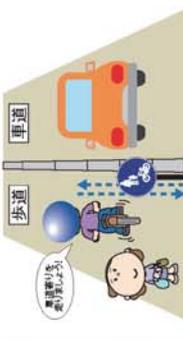
自転車は軽車両のため歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則です。
(道路交通法第17条第1項)

② 車道は左側を通行



自転車が車道を通行するときは自動車と同じ左側通行です。道路の中央から左側部分の左端に寄って通行しなければなりません。
(道路交通法第17条第1項及び第4項)

③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行



自転車が歩道を通行する場合は、車道寄り部分を徐行し、歩行者の通行を妨げないようにしなければなりません。
(道路交通法第63条の4第2項)

④ 安全ルールを守る



飲酒運転の禁止
(道路交通法第65条第1項)

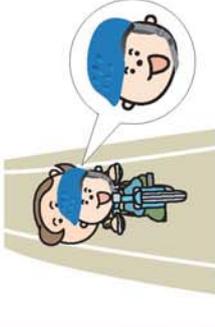
二人乗りは禁止
(道路交通法第55条第1項、第57条第2項)

信号を守る
(道路交通法第70条)

夜間はライトを点灯
(道路交通法第52条第1項)

このほか、傘さし運転、携帯電話の操作・通話しながらの運転なども禁止です。(道路交通法第71条第4号)

⑤ 子どもはヘルメットを着用



幼児・児童(13才未満)の保護する責任のある人は、幼児・児童にヘルメットをかぶせるようにします。
(道路交通法第65条の11)

運転の後は

4 自転車の盗難防止

鍵かけは防犯の基本です。鍵を2カ所かけするなど自転車を盗難被害から守りましょう。

※草津市は毎月26日(ツーロック)を自転車安全安心利用日としています。



鍵1
ワン

鍵2
ツー